



新規登録申請書等の事前確認及び窓口申請についてのQ&A

Q1. 事前にメール・FAXによる内容確認を受けていない場合でも、窓口申請できるか？

修正箇所がある場合、窓口で申請受理できない場合があります。メールまたはFAXによる事前確認を受けてください。

Q2. メール・FAXの送信先は？

23区内で事業所を開設予定の方は、下記の送信先まで送信してください

<送信先>

メール：S1150605@section.metro.tokyo.jp

FAX：(03) 3329-2647



Q3. 送信後、返事はいつもらえるか？

職員が内容を確認してから御連絡いたしますので、お待ちください。
回答にはお時間がかかることがありますので、余裕をもってご相談ください。

Q4. 準備ができた書類から、順次メールを送信してよいか？

必要書類が全て整っているものについて事前確認を行っておりますので、書類はまとめて送付してください。必要書類が不足している場合は、確認を行えない場合があります。

Q5. メール の 件名 は どの よう に す れ ば い い か ？

件名に「①申請者(法人)名 ②事業所所在地(例：〇〇区) ③責任者研修受講予定日」を記入してください。 ※メール本文の中に、連絡先の電話番号をご記入ください。

Q6. メール の 添 付 フ ァ イ ル の 形 式 は 決 ま っ て い る か ？ 容 量 の 上 限 は あ る か ？

形式は、必ずPDFファイルとしてください。他の形式では受取れない場合があります。
またセキュリティの関係上、URLの接続はできません。
添付ファイルの上限は5MB程度です。容量の大きいものは、圧縮や分割して送信するか、FAXをご利用ください。

Q7. メールで登録申請可能か？

メールでは、事前確認のみです。登録申請(書類の提出)は、必ず窓口でお願いします。

問合せ先 東京都動物愛護相談センター 本所 業務担当
電話番号 (03) 3302-3507 (番号案内1) <平日 午前9時から午後5時まで>